

育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に関する規則

(平成二十九年九月十四日規則第百八十三号)

改正 平成三〇年二月二日

令和 二年二月一七日

(目的)

第一条 この規則は、子の育児期間中における弁護士である会員及び外国法事務弁護士である外国特別会員(以下「会員」という。)の弁護士会活動及び研修(以下「弁護士会活動等」という。)への参加を支援するため、弁護士会活動等への参加のために必要となったベビーシッター、延長保育、一時保育、病児保育等の保育サービス(以下「保育サービス」という。)の利用料の補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の支給)

第二条 本会は、この規則の定めるところに従い、子の育児を行う会員が弁護士会活動等に参加するために保育サービスを利用し、その費用を支出した場合に、当該会員に対して補助金を支給する。

(対象会員)

第三条 補助金の支給の対象となる会員(以下「対象会員」という。)は、小学生以下の子の育児を行う会員とする。

(対象活動)

第四条 補助金の支給の対象となる弁護士会活動等(以下「対象活動」という。)は、本会、弁護士会又は弁護士会連合会(以下「本会等」という。)が実施する一切の行事及び研修とする。

2 本会等が実施しない行事又は研修であっても、本会等が自ら実施する行事又は研修と同等なものとして認定している行事又は研修については、補助金の支給の対象とする。

3 前二項の規定にかかわらず、当該行事又は研修において、当該対象会員が講師料、日当等の対価を得ている場合は、補助金を支給しない。

(支給額)

第五条 補助金の支給額は、対象会員が対象活動に参加するために支出した保育サービスの利用料の実費額とする。ただし、対象会員が対象活動に参加するために保育サービスを利用した回数一回当たり五千円、子一名につき一年度当たり一万五千円を上限とする。

(登録及び補助金の申請手続)

第六条 補助金の支給を受けようとする会員は、本会に対し、登録申請書(別記

様式第一号)及び健康保険被保険者証の写し、戸籍謄本、住民票の写し等の子の氏名、生年月日及び親子関係を証明する書類を提出して、対象会員としての登録をしなければならない。ただし、会則第九十五条の四第二項若しくは第三項又は外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第六十六条の二第一項若しくは第二項の規定に基づき本会の会費及び特別会費の免除を受けている会員は、子の氏名、生年月日及び親子関係を証明する書類の提出を要しない。

2 前項の登録をした会員は、補助金支給申請書(別記様式第二号)及び次に掲げる書類を提出して補助金の支給の申請をすることができる。ただし、委員会に参加した場合であつて、補助金支給申請書に当該委員会の委員長又は事務局長の署名があるときは、第二号に掲げる書類の提出を要しない。

一 申請に係る子が保育サービスを利用したこと並びに利用の日時及び利用料の金額を証明する書類

二 対象活動に参加したこと並びに参加した対象活動の日時及び内容を証明する書類

3 前項の申請は、対象活動に参加した日から六箇月以内に行なわなければならない。

4 第二項の申請は、本会に提出を要する書類が全て提出された時点で受付を完了したものとす。

(支給の実施)

第七条 本会は、申請の受付を完了したときは、速やかに支給の可否を決し、支給を可とする場合には申請をした会員に補助金を支給し、支給を不可とする場合にはその旨申請をした会員に通知する。

2 補助金の支給は、申請の受付を完了した日の順に行い、同日に申請の受付を完了したものについては、弁護士登録又は外国法事務弁護士登録の時期が後の会員からの申請を優先して行う。

(支給の打ち切り)

第八条 補助金の支給は、一年度当たり当該年度の予算において定められた金額を上限とし、当該年度における補助金の支給額の合計が上限に達したときは、当該年度の補助金の支給を打ち切るものとする。

附 則

1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行し、同日以後の対象活動について適用する。

2 この規則は、令和五年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則 (平成三〇年一二月二一日改正)

第一条から第三条まで、第五条、第六条第二項第一号及び同条第三項、附則第

二項並びに別記様式の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月一七日改正）

題名、第一条、第二条、第四条、第六条第一項及び第二項、附則第二項、別記様式、別記様式第一号（新設）並びに別記様式第二号（新設）の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

**育児期間中の会員に対する保育サービス利用料補助
登録申請書**

1 登録申請者

氏名 (職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名)		登録番号	
電話番号		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス (補助金申請完了通知を電子メールで受領したい場合)			

2 子の氏名及び生年月日

子の氏名		生年月日	年 月 日
------	--	------	-------

3 親子関係の証明（該当する□にチェック☑を入れてください。）

会則第95条の4第2項若しくは第3項又は外国特別会員基本規程第66条の2第1項若しくは第2項に基づく会費及び特別会費の免除の有無 □有 ・ □無（※）

※会費等の免除を受けていない会員は、子の氏名、生年月日及び親子関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し、戸籍謄本、住民票の写し等）を添付してください。

4 補助金の振込先金融機関口座

フリガナ 口座名義						
金融機関名	銀行・信金・信組・農協・()					
支店名	支店	口座種別		口座番号		
ゆうちょ銀行	口座種別		記号		番号	

個人情報利用について

この申請書、添付書類等に記載された個人情報は、補助金の支給に係る業務及び育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に係る制度の改善等のために利用します。

**育児期間中の会員に対する保育サービス利用料補助
補助金支給申請書**

申請者

氏名 (職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名)		登録番号	
子の氏名		ファクシミリ 番号	
電子メールアドレス (補助金申請完了通知を電子メールで受領したい場合)			

対象活動 1

種類	<input type="checkbox"/> 弁護士会活動 <input type="checkbox"/> 研修 (該当する□にチェック☑を入れてください。)	実施者	<input type="checkbox"/> 日弁連 <input type="checkbox"/> 弁護士会 <input type="checkbox"/> 弁護士会連合会 (該当する□にチェック☑を入れてください。)
対象活動名		参加年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用した保育サービス (会社又は個人)		利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
補助金申請額	円	支出した費用*	円
委員長又は 事務局長署名欄			

※対象活動への参加を証明できる書類（議題書や研修資料1頁目の写し等）を添付してください。ただし、委員会に参加した場合であって、当該委員会の委員長又は事務局長の署名があるときは不要です。

※補助金申請額には、*の金額と5,000円のうち少ない方の金額を御記入ください。

※領収証の原本を添付してください（原本添付が難しい場合は、担当課に御連絡ください。）。

対象活動 2

種類	<input type="checkbox"/> 弁護士会活動 <input type="checkbox"/> 研修 (該当する□にチェック☑を入れてください。)	実施者	<input type="checkbox"/> 日弁連 <input type="checkbox"/> 弁護士会 <input type="checkbox"/> 弁護士会連合会 (該当する□にチェック☑を入れてください。)
対象活動名		参加年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用した保育サービス (会社又は個人)		利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
補助金申請額	円	支出した費用*	円
委員長又は 事務局長署名欄			

※対象活動への参加を証明できる書類（議題書や研修資料1頁目の写し等）を添付してください。ただし、委員会に参加した場合であって、当該委員会の委員長又は事務局長の署名があるときは不要です。

※補助金申請額には、*の金額と5,000円のうち少ない方の金額を御記入ください。

※領収証の原本を添付してください（原本添付が難しい場合は、担当課に御連絡ください。）。

個人情報の利用について

この申請書、添付書類等に記載された個人情報は、補助金の支給に係る業務及び育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に係る制度の改善等のために利用します。